

高松市監査委員告示第24号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成23年11月18日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 波多等
同 森谷忠造

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成13年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 公共施設の維持管理コスト分析

対象部課等	市民政策部市民文化センター	
措置通知日	平成23年8月31日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
(1)	中長期的視点での改築計画を作成すべきもの	中長期的視点での改築計画を作成すべきものについては、平成23年5月に高松市こども未来館（仮称）基本構想を策定し、高松市市民文化センターを閉館し、新たに、子どもを中心に幅広い世代の人々が交流できる高松市こども未来館（仮称）を整備することとした。

対象部課等	教育部文化財課	
措置通知日	平成23年8月15日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
(1)	施設利用者数が年々減少傾向にあるので利用度の向上を図りたい	文学展の開催について、「広報たかまつ」やホームページでの広報のほ

か、タウン情報誌や地元地方新聞への掲載および地元放送局でのイベント告知、また、JR高松駅や私鉄電車車内広告など、各種メディアを活用して広く周知を行った。

平成19年度から文学展関連行事を増やし、内容の充実を図った。

平成20年度から菊池寛記念館をPRするため、菊池寛や菊池寛記念館行事について紹介する館報を作成した。